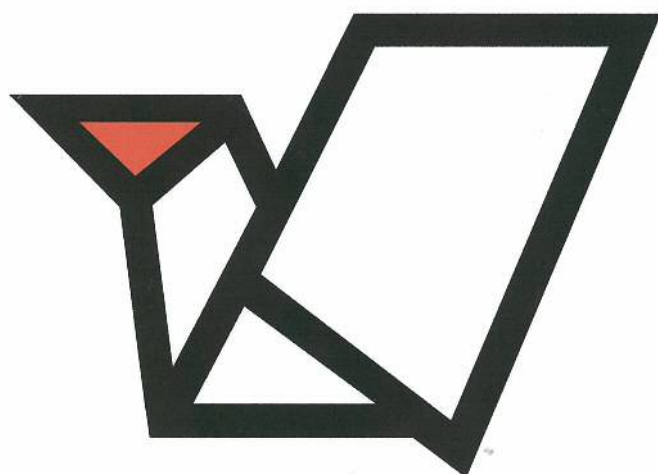


平成22年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



平成22年8月30日

平成 22 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会 議会運営委員会記録

○議題・場所

平成 22 年 8 月 30 日 午後 2 時 13 分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 平成 22 年第 2 回定例会の日程について
- (6) その他について

休憩後

- (7) 陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（8 人）

森	敏 明	松	長 泰 幸
市	古 映 美	檜	山 智 子
嶋	田 晃	国	兼 晴 子
岸	浪 孝 志	杉	崎 俊 雄

議長 玉 井 信 重

副議長 本 杉 博 是

○広域連合事務局

事務局長	細 川 哲 志
業務課長	深 澤 公 喜
書記長	佐 藤 和 男
書記	鹿島田 雅 人
書記	曾 我 直 樹
書記	渋谷 尚 希
書記	成 田 花 織

【臨時委員長の選任】

(午後 2 時 13 分開会)

○事務局長(細川 哲志君)

ただいまから、議会運営委員会を始めさせていただきます。本日の議題は、お手元に配布してございます次第の通りでございます。

初めに、議題(1)の臨時委員長の指名についてですが、委員会条例第7条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。出席委員中、年長の 国兼 晴子 委員に、臨時委員長をお願い致したいと思います。国兼委員、委員長席の方へご着席下さい。ご進行宜しくお願い致します。

【臨時委員長のあいさつ】

○臨時委員長(国兼 晴子君)

それでは、ただいま、ご指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、当委員会に付託されました案件を審査するため議会運営委員会を開きます。それでは座らせていただきます。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長(国兼 晴子君)

まず、議題(2)の傍聴の許可について、お諮り致します。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定致しました。

(傍聴人入場)

【委員長の選挙について】

○臨時委員長(国兼 晴子君)

それでは、議題(3)の「委員長の選挙」を行います。お諮り致します。

選挙の方法につきましては、会議規則第114条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定致しました。

委員長に 嶋田 晃 委員を指名致しますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました 嶋田 晃 委員が委員長に当選されました。それでは委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

どうも皆さん、こんにちは。ただいまご指名をいただきまして、この広域連合の議会運営委員会の委員長に就任させていただきました 嶋田 晃 でございます。

玉井議長、本杉副議長のお力添えをいただき、円滑な委員会運営に努めさせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様のご指導とご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。以上でございます。

○臨時委員長(国兼 晴子君)

有難うございました。それでは委員長と席を交代致します。宜しくお願いします。

(国兼臨時委員長は自席へ、嶋田委員長は委員長席へ移動)

【副委員長の選挙について】

○委員長(嶋田 晃君)

それでは、続きまして議題(4)の「副委員長の選挙」を行います。お諮り致します。

選挙の方法につきましては、会議規則第114条第5項の規定により指名推選とし、私から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって私から指名することに決定致しました。

副委員長に 杉崎 俊雄 委員を指名致しますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました 杉崎 俊雄 委員が副委員長に当選されました。それでは副委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

○副委員長(杉崎 俊雄君)

皆さんこんにちは。ただいま、皆さんのご推挙により、議運の副議長にご指名いただきました 杉崎 俊雄 でございます。玉井議長、本杉副議長、嶋田委員長と協力し、公正で中立な議会運営に取り組んで参ります。宜しくお願いを申し上げます。

○委員長(嶋田 晃君)

どうも有難うございました。それでは、副委員長席へご着席願います。

(杉崎副委員長、副委員長席へ移動)

委員席につきましては、ただいまご着席の席を指定させていただきます。

【平成22年第2回定例会の日程について】

○委員長(嶋田 晃君)

それでは、議題(5)の「平成22年第2回定例会の日程」についてお諮り致します。

議事日程案について、事務局から説明をお願い致します。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、本日の議事日程案についてご説明をさせていただきます。お手元にごございます議事日程表案をご覧ください。

既に【日程第1】から【日程第6】までは議事が終了しておりますので、説明は省略させていただきます。

【日程第7】は「議席の指定」でございますが、現在議場にてご着席の席を指定させていただきます。

【日程第8】は「会議録署名議員の指名」でございますが、議長より 檜山 智子 議員と 鈴木 惣太 議員を指名させていただきます。

【日程第9】は「会期の決定」でございますが、会期は本日1日としたいと考えております。

【日程第10】では「諸般の報告」としまして、議長から平成22年2月から平成22年6月分の、例月現金出納検査の結果を、そして、服部広域連合長から「神奈川県後期高齢者医療広

域連合規約の変更」について報告していただく予定でございます。

【日程第 11】は、「一般質問」でございます。本件に対しましては、手塚 静江 議員、織田 勝久 議員、市古 映美 議員、檜山 智子 議員より質問通告が出ております。質問者の順番につきましては、議員選出区分の順番に従い 手塚議員、織田議員、市古議員、檜山議員の順を予定しております。質疑は、質問者毎に一括して行う予定でございます。

【日程第 12】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部を改正する条例の制定」についての専決処分の報告及び承認をお願いするもの、

【日程第 13】は「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）」についての専決処分の報告及び承認をお願いするものでございます。

【日程第 14】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご審議いただくものでございます。

【日程第 15】は、「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」についてご審議いただくものでございます。【日程第 15】に対しましては、関 美恵子 議員より討論の通告が出ております。

【日程第 16】は、「平成 21 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてご審議いただくものでございます。【日程第 16】に対しましては、関 美恵子 議員より質問の通告が、そして、市古 映美 議員より討論の通告が出ております。

【日程第 17】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任」についてご審議いただくものでございます。

なお、議事日程表にはございませんが、陳情が 3 件提出されておりますので、3 件の陳情を日程第 18、19 及び日程第 20 で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました全体の流れについて、ご説明を致します。この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただき、概ね午後 2 時 30 分より本会議を再開させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先程、ご説明した通りでございますが、日程 18、19 及び 20 の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため【日程第 18】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出」について審査いただき、委員会を閉会致します。その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の結果について議長へ報告致します。なお、【日程第 18】と【日程第 20】の陳情に対しましては、関 美恵子 議員から討論の通告が出ております。

その後、本会議において採択していただくと共に「閉会中継続審査の申し出について」ご審査していただく、という流れを考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、発言がある場合には登壇して発言をしていただきます。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程についてのご説明を終わります。宜しくお願い致します。

○委員長(嶋田 晃君)

はい有難うございました。ただいま説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

【その他について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、議題(6)の「その他」について、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩致します。

(午後2時23分 休憩)

【陳情第6号について】

(午後4時08分 再開)

○委員長(嶋田 晃君)

休憩前に引き続き、これより委員会を再開致します。

議題(7)の陳情第6号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に対する陳情・請願に対して、陳情・請願人の趣旨説明を実施することを求める陳情書」について議題と致します。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読をさせます。

○書記(佐藤 和男君)

陳情第6号、件名は「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に対する陳情・請願に対して、陳情・請願人の趣旨説明を実施することを求める陳情書」、受理は平成22年8月19日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会代表委員 水谷 正人 さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、陳情書・請願書という文書での趣旨説明の不十分なところを補足するため、県内住民、県内団体が提出した陳情・請願の審議にあたっては、提出者の口頭趣旨説明を認め実施することとでございます。

○委員長(嶋田 晃君)

本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第6号に係る当局の見解を申し上げます。陳情事項「県内住民、県内団体が提出した陳情・請願の審議にあたっては、提出者の口頭趣旨説明を認め実施すること」についてでございますが、陳情者が趣旨説明を行うことについては、現在のところ議会規則や申し合わせ事項に特段の定めはございません。この件に関しましては議会運営事項であり、この議会運営委員会においてご議論をしていただき、ご決定いただくものと考えております。

なお、本年3月の第1回定例会において同じ趣旨の陳情があり、今回と同様のご説明をしているところでございます。以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

はい。ご苦労様です。ただいま事務局見解が説明されましたが、何か質問はございませんか。市古委員。

○委員(市古 映美君)

議会の審議に、住民の参加の機会を拡充するという動きは各自治体でも非常に顕著になって

いると思いますし、川崎でもこういった議論が行われているところなんですけれども、特に神奈川県議会の基本条例、これを見せていただきますと、県民と県議会、この章の中で県民参加の推進等をうたって、そして「県議会が県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、参考人及び公聴会の制度の活用に努めることとする」という規定ですとか、3つ目の所には「県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受けとめ、必要に応じて県民の意見を聴く機会を設けることができる」という様な規定を設けて、もう既に実施がされていると聴いております。

こういった動きに合わせて、広域連合議会としても県民からの、これを政策提案として位置付けて、直接陳情者や請願人から口頭の趣旨説明の機会を作るということは極めて重要だと思いますけれども、是非皆さんのご意見をお聴きしたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、ご質問はございませんか。

檜山委員。

○委員(檜山 智子君)

先程説明で3月にも同様の陳情があったということでございますが、参考までにその時はどのような理由でどのような結果になったのか、お聞かせいただけると有難いと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

事務局長、宜しいですか。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。その時は、他の広域連合でそういった実績が実際にあったのかというご質問がございまして、「広域連合議会として、そのような実績は、私どもが確認したところでは、ございません。」という旨をお答えして、その後、特にそれ以上のやり取りは無かった様に記憶しております。文書等で内容を伝えることはでは可能だという事で、不採択ということになりました。それについては、ご質問を受けただけという形だったと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

檜山委員、宜しいですか。

○委員(檜山 智子君)

結構です。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

はい、市古委員どうぞ。

○委員(市古 映美君)

すいません。先程もお話させていただきました様に、神奈川県議会でも、もう趣旨説明が行われているという事ですし、川崎は今、継続審議になっておりますけれども、教育委員会では、既に請願や陳情がされた場合、そこで説明ができるというのが常識化をされております。広域連合でも県民の方達の議会への参加ということを保障するためにも、他の広域連合では、3月の時点では何処もやっていないというお話だったわけなんですけれども、神奈川県もそういう状態だという事ですから、是非、この神奈川県の広域連合でも実施できますように、強く要望しておきたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、討論はございませんか。それでは、宜しいですか。

はい、檜山委員。

○委員(檜山 智子君)

陳情や請願というのは、基本的に市民からの要請された提案になります、先ほど市古委員が仰ってましたけれども、そこについては、私も同意する点でございます。非常に広域なエリアでの陳情や請願でございますので、なるべく陳情人・請願人の方の趣旨を委員としても汲み取って議論をしていくということで、私もこの提出者の口頭趣旨説明を認めるということは、妥当なことではないかと思えます。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、討論はございませんか。宜しいですか。

(「なし」の声あり。)

それでは、無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決定致しました。

【陳情第7号について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、陳情第7号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の運営改善を求める陳情書」について議題と致します。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

○書記(佐藤 和男君)

陳情第7号、件名は「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の運営改善を求める陳情書」、受理は平成22年8月19日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会代表委員 水谷 正人さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、広域連合議会の開催場所を神奈川県庁大会議室等にするなど、より適切で経費削減に繋がる形で見直しを図ることでございます。

○委員長(嶋田 晃君)

本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。陳情第7号に係る当局の見解を申し上げます。陳情項目「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の開催場所を、神奈川県庁大会議室等を含めてより適切で経費削減に繋がる見直しを図っていただきたい」についてでございます。

広域連合は自前の議場を持っておらず、議会を開催する場合には他の会場を借り上げる必要性がございます。広域連合議会の会場を確保するに当たりましては、会場を借り上げる費用はもちろんのことですが、日程の調整に柔軟性があり、かつ確実に会場が確保できること、そして傍聴される県民の方々の利便性、より少ない職員で効率的に運営し、会場設営等も含まれますが、効率的に運営し、人件費を最小限に抑えられることなどを総合的に勘案した上で、毎回、適切な開催場所を選択しているところでございます。

特に何処其処の場所を特定してという事ではなくて、その時に応じて確実に確保出来る所と、後は経費等も勘案した上で、それぞれ決定をしているというところでございます。このとこ

ろ、ここの会場が多いということも事実でございますが、当局の見解としては以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

ご苦労様です。ただいま事務局見解が説明されましたが、何かご質問はございませんか。
市古委員。

○委員(市古 映美君)

この陳情の中では、神奈川県庁の大会議室等を含めということで書いてありますけれども、川崎や横浜もそういう点ではその気になれば協力体制ができると思うんですけれども、検討はされた事はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

事務局長、宜しいですか。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。神奈川県のですね、県庁の大会議室については、私どもはちょっと認識しておりませんでしたので、検討したことはございません。

他の議場については、前にご指摘がございましたので、例えば横浜とか川崎の議場について、どれ位の使用頻度があるのか等は調べた事はございます。ただ、それぞれ市議会等で優先的に活用するものでございまして、私どもがお願いしていても後から急な状況が入ればそちらを優先させていただきますよというようなお話も頂いており、そこについては、難しいのかなという認識を持っておりました。

○委員長(嶋田 晃君)

市古委員どうぞ。

○委員(市古 映美君)

すいません。検討されていないというお話だったんですけれども、川崎でも横浜でも一応議会の日程っていうのは決まっておりますし、臨時議会が、特別な理由がある時には開かれるという事はありますけれども、きちんと調査をして、そして経費削減ということを考えれば、こういった所を利用するというのは、私は可能なのではないかと思います。毎回適切な議場だということで設定しているということですが、私もこの間、2年目に入りますけれども、ずっとこの議場をお借りしていて、ホテルですから、それなりに快適性っていうのはありますけれど、県民の目から見れば、少しでも適切で経費削減に繋がるという所は、検討をすべきだと思います。もう一回だけお答えを伺いたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。私どもも経費節減に繋がることについては、今日、共通経費のお話について広域連合長からもご説明させていただきましたけれども、重要な課題と考えておりますので、今回の陳情等でご指摘がございました大会議室等については、日程等を含めて確認はさせていただきます。ただ、議場設営など、そういったものもあちらの管理者と話をした上で、あまりに私どもの職員に負荷がかかるような状態であれば難しいとは思いますが、まず考えさせていただきたい。そういった色々な要素を含めた上で、毎回適切に判断させていただきたいと思いますが、今日ご指摘いただいたような会議室等についても、念頭には置かせていただきたいとは思いますが、以上です。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、他に質問はございませんか。

檜山委員。

○委員(檜山 智子君)

陳情書に経費削減と書いてありますが、実際、経費的には、もし例えば公的な所を借りた場合に、どのくらいの削減になる見通しなのか。

○委員長(嶋田 晃君)

宜しいですか。細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。例えばこの会場でございますけれども、10万円強掛かってございます。公共的な利用ということで、軽減等も含めて10万円強でやっていただいております。この会場は、見ていただければわかるように、控室それから委員会の運営、それから本会議場と同一フロアでできまして、ある意味では非常に使い勝手の良い所だと私達としては理解しておりますので、結構使わせていただいているところです。

他に公的な所で言いまして、議場等はですね、おいくらかとかそういうお話まではしてはございませんが、私どもであれば場合によっては、無料でと言っているかもしれません。そこはまだ確認をしております。

あと例えば開港記念会館ですが、開港記念会館は中区の公会堂という位置付けですので、かなり混みますので、日程調整等は必要ですが、使えると思います。開港記念会館であれば、若干は安くなるだろうと思っております。ここよりは、かなり安くなると思います。

その他ですね、私どもも、関内よりも横浜駅周辺の方がよろしかろうということで、あの辺を探しましたがなかなか無いんです。ここ1、2年は、ここを使っておりますが、その前にですね、1回ある会議室を使ったことがございますが、そういう所になりますと、ここの倍程度の金額が掛かってしまうということになります。その程度の目安だと思います。以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

檜山委員、宜しいですか。他に質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは無いようですので、これより討論に移ります。討論はございませんか。

市古委員。

○委員(市古 映美君)

今、開港記念会館という話も出たんですけれども、神奈川県庁や横浜、川崎も含めて、先程の檜山委員の質問を踏まえれば、経費削減になると思いますので、是非、見直しを図っていただきたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、討論はございませんか。宜しいですか。無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は、

(「委員長」と呼ぶ者あり。)

○委員長(嶋田 晃君)

ごめんなさい。岸浪委員。

○委員(岸浪 孝志君)

合間にですね、休憩をお願いしたいんですが、そういう事はできるんでしょうか。

○委員長(嶋田 晃君)

この件について。

○委員(岸浪 孝志君)

ええ。

○委員(松長 泰幸君)

動議ですか。

○委員(岸浪 孝志君)

いや、動議じゃなくて、合間に休憩を。

○委員長(嶋田 晃君)

休憩ですか、はい。如何でしょうか、副委員長。

○副委員長(杉崎 俊雄君)

良いんじゃないですか。

○委員長(嶋田 晃君)

宜しいですか、はい。それでは時間はどれ位で。

○委員(岸浪 孝志君)

3分ぐらい。

○委員長(嶋田 晃君)

3分ぐらいで宜しいですか。じゃあ3分間、細かい時間でございますけども、4時半を目途に、宜しいですか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員(岸浪 孝志君)

すいませんですね。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、それでは4時半まで暫時休憩致します。

(午後4時27分 休憩)

(午後4時30分 休憩)

○委員長(嶋田 晃君)

それでは、委員会を再開致します。討論は宜しいでしょうか。宜しいですか。

(「なし」の声あり。)

それでは、討論は無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とするべきものと決定致します。

【陳情第8号について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、陳情第8号「保険料引き下げと保険料及び窓口一部負担減免制度の拡充を求める陳情書」について議題と致します。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

○書記(佐藤 和男君)

陳情第8号、件名は「保険料引き下げと保険料及び窓口一部負担減免制度の拡充を求める陳

情書」、受理は平成 22 年 8 月 19 日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会代表委員 水谷正人さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、1、保険料の引き下げを図り、大量の保険料滞納者を生まないようにすること、2、保険料減免制度の対象者に、広域連合長が生活困窮と認めた場合も含め減免基準を改正し、無年金者や低年金者の救済を図ること、3、窓口一部負担の減免制度の活用が殆どされていないが、受診をためらう高齢者を生じさせないように、一部負担減免制度を拡充すること。以上の 3 点でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

本件について事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。陳情第 8 号「保険料引き下げと保険料及び窓口一部負担減免制度の拡充を求める陳情書」について、当局の見解を申し上げます。

陳情事項 1「保険料の引き下げを図り、大量の保険料滞納者を生まないようにすること」についてですが、保険料は安定した財政運営を確保するため、法律により 2 年毎に費用と収入を見込んで算出するということになっております。平成 22・23 年度の保険料率については、均等割額で 600 円、所得割料率で 0.03%引き下げました。なお、平成 21 年度の保険料収納率は 98.96%で、前年度と比較すると 0.02 ポイント上昇しております。今後も、収納状況等を見守りながら国の示す基準等に基づき、適正に算定を行って参ります。

陳情事項の 2「保険料減免制度の対象者に、広域連合長が生活困窮と認めた場合も含め減免基準を改正し、無年金者や低年金者の救済を図ること」についてですが、低所得者等を対象とした法令等に基づく軽減は、本制度においては、7 割・5 割・2 割軽減の他 8.5 割・9 割軽減の特例が設けられていますが、神奈川県において独自に更なる軽減措置を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県を始め全市町村の合意の下、法定の負担に加え更に県及び市町村負担をお願いすることは、何れも困難であると考えております。

陳情事項 3 でございます。「窓口一部負担の減免制度の活用が殆どされていない。受診をためらう高齢者を生じさせないように、一部負担減免制度を拡充すること」についてですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 69 条で、「厚生労働省令」で定める特別の事情がある被保険者に対しては、一部負担金の減免措置を採ることができることとなっております。「厚生労働省令」で定める特別な事情とは、被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主の死亡、又は長期入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとしております。

これらの規定に基づき適正に対応を図って参りたいと当局としては考えております。ご説明は以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、ご苦労様です。ただいま事務局見解が説明されましたが、何かご質問はございませんか。

市古委員、どうぞ。

○委員(市古 映美君)

すいません。保険料を滞納している人達が 18,000 人に上るということを先程も議論させて

いただいたんですが、その実態には、様々な理由があると思います。その事をお聞きをしましたら、それは、各市町村の段階で把握をしている状況だからということで、県の広域連合は、その辺の答弁をいただけなかったと思うんですけども、市町村がその辺を把握しているのだとしたら、神奈川県の広域連合としてどの様に全体を捉えているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

はい。細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

先程の連合長からの答弁にもございましたけれども、保険料の徴収義務、業務につきましては、市町村業務に制度上なっておりますので、市町村の方で対応していただいているということでございます。その際、私どもとしましては、滞納者の方々の数が多いということは問題であると思いますが、一人ひとりの滞納者の方々に対して、その滞納の理由が何であるのか等について、個別に相談をさせていただいた上で、適切な、制度に繋がるもの、例えば、保険料の軽減ができる方であればそちらに繋ぐとか、そういった個別のやり取りが必要だと考えております。そうしたことから、収納に係る計画というものを私どもで作っておりまして、市町村と相談しながら作ったものがございますので、それに基づいて対応していただくよう市町村にもお願いをしているということでございます。個別のきめ細かな対応をしていただきたいと考えております。以上です。

○委員長(嶋田 晃君)

市古委員宜しいですか。市古委員どうぞ。

○委員(市古 映美君)

かなり生活が困難だという事も一つの要因として考えられるんじゃないかということが、様々な団体との話し合いの中でも明らかになっているんですけども、各市町村の個別の対応だということであったとしても、広域連合として実態はどうなのかというのは、きちんと捉えていく必要があると思いますし、収納率が98.96%に上昇したんだということですけども、これは年金天引きが圧倒的に多いということもあるわけですね。その中で18,000人というのは、その方たちの生活実態というものを広域連合としてもきちんと捉えていくべきだとも思います。法定減免が色々あるからというお話だったんですけども、これも先程の中で20%位の人しか使えないわけですから、その他の減免規定があるといっても、そこに漏れてしまう人がいるわけです。神奈川県も市町村も財政が大変だから、とてもそんなことを言える様な状態ではないというように、凄く物分りが良いんですけども、きちんと実態を把握をして、そして神奈川県や市町村にも協力を求めるということが、高齢者の医療とか生活を守っていくその一つの保障になるのではないかと思います、その辺についてもう一回お聴きしたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。神奈川県、市町村等とですね、この軽減措置に限ることではございませんが、運営の事務経費等、先ほど話題になっていたところでございますけれども、そういったことも含めて、色々な議論はさせていただくことはございますが、非常に厳しい状況であると私どもとしては認識しております。以上です。

○委員長(嶋田 晃君)

他に質問はございませんか。宜しいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、無いようですのでこれより討論に移ります。討論はございませんか。

市古委員。

○委員(市古 映美君)

なかなか厳しいお答えばかりだった訳ですけども、実際にはですね、私は 18,000 人もの滞納者がいるということは深く見ていただきたいと思います。本当に 200 万円以下の収入の人が 80 数パーセントになるんだというところを見ますと、本当にこれで良いのでしょうか。

財政安定化基金の方も、保険料の引き下げに国の方が使っても良いと言っているわけですから、まだ 3 年継続する後期高齢者医療制度の中で、本当に生活が困窮されている方を含めて、保険料を引き下げ、それから窓口の一部負担の減免制度、これを是非補充をするように、私は要望をしたいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

それでは、更に討論はございますか。

(「なし」の声あり。)

宜しいでしょうか。それでは、無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決定致しました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、議題(8)の「閉会中継続審査の申し出について」お諮り致します。

議長に対し、議会運営等について閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定致しました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(嶋田 晃君)

最後に、委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定致しました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から特段何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

無いようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会致します。

ご苦勞様でございました。有難うございました。

(午後4時42分閉会)

議会運営委員会委員長